



情報技術機器－安全性－
第 22 部：屋外に設置する機器

JIS C 6950-22 : 2019

(JBMIA/JSA)

令和元年 12 月 20 日 制定

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第二部会 電子技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	水 本 哲 弥	東京工業大学
(委員)	磯 野 秀 樹	富士通オプティカルコンポーネンツ株式会社
	岩 田 秀 行	日本電信電話株式会社
	加 藤 隆	日本放送協会
	澤 田 悦 子	一般社団法人電子情報技術産業協会
	中 西 孝 子	昭和大学
	根 村 玲 子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・ 相談員協会
	平 本 俊 郎	東京大学
	三 浦 佳 子	一般社団法人日本冷凍食品協会
	三 宅 良 彦	一般社団法人日本電子回路工業会
	山 口 修 治	総務省国際戦略局

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：令和元.12.20

官 報 掲 載 日：令和元.12.20

原 案 作 成 者：一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-4-10 リーラヒジリザカ TEL 03-6809-5010)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第二部会 (部会長 大崎 博之)

審議専門委員会：電子技術専門委員会 (委員長 水本 哲弥)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際電気標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	3
4 屋外機器の要件	4
5 表示及び指示	5
6 屋外場所での感電に対する保護	5
7 外部導体接続用の配線端子	6
8 屋外エンクロージャの構造要求	6
9 屋外エンクロージャ内の機器の保護	9
10 屋外エンクロージャの機械的強度	11
11 制御弁式蓄電池又はベント形蓄電池を含む屋外機器	11
附属書 A (規定) 水飽和二酸化硫黄の雰囲気	14
附属書 B (規定) 水噴霧試験	15
附属書 C (規定) 紫外線処理試験	18
附属書 D (規定) ガスケット試験	19
附属書 E (参考) 理論的根拠	21
参考文献	24
附属書 JA (参考) JIS と対応国際規格との対比表	25
解 説	27

まえがき

この規格は、産業標準化法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会（JBMA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を制定すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本産業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

注記 工業標準化法に基づき行われた申出、日本工業標準調査会の審議等の手続は、不正競争防止法等の一部を改正する法律附則第 9 条により、産業標準化法第 12 条第 1 項の申出、日本産業標準調査会の審議等の手続を経たものとみなされる。

JIS C 6950 の規格群には、次に示す部編成がある。

JIS C 6950-1 第 1 部：一般要求事項

JIS C 6950-22 第 22 部：屋外に設置する機器

情報技術機器—安全性—

第 22 部：屋外に設置する機器

Information technology equipment—Safety— Part 22: Equipment to be installed outdoors

序文

この規格は、2016 年に第 2 版として発行された **IEC 60950-22** を基とし、国内の電源事情などを考慮し、技術的内容を変更して作成した日本産業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。変更の一覧表にその説明を付けて、**附属書 JA** に示す。

この規格は、**JIS C 6950-1** とともに使用し、**JIS C 6950-1** に追加して適用することを意図している。

1 適用範囲

1.1 対象機器

この規格は、屋外場所に設置することを意図した情報技術機器（以下、屋外機器という。）の安全性について規定する。

この規格は、関連する場合には、情報技術機器を収容するために、現場で直接設置することを意図した屋外エンクロージャにも適用する。

注記 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

IEC 60950-22:2016, Information technology equipment—Safety—Part 22: Equipment to be installed outdoors (MOD)

なお、対応の程度を表す記号“MOD”は、**ISO/IEC Guide 21-1** に基づき、“修正している”ことを示す。

1.2 要求事項の適用

屋外機器及び屋外エンクロージャに対する要求事項は、**JIS C 6950-1** 及びこの規格を適用する。ただし、これらの規格間において規定する内容が異なる場合は、この規格の規定を優先する。

設置状況によっては、特定の要求事項を追加する場合がある。例えば、**4.2** に規定がある。

なお、直接的な落雷の影響に対して屋外機器を保護するための要求事項は、この規格に含まない。これに関連する情報については、**JIS Z 9290-1** を参照する。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格のうちで、西暦年を付記してあるものは、記載の年の版を適用し、その後の改正版（追補を含む。）は適用しない。西暦年の付記がない引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。